

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 豊春駅東口駅前広場整備工事
- ・工事箇所 春日部市上蛭田地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出・処分)

第4条 建設発生土は、以下に示す条件により搬出し、処分するものとする。ただし、別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

- ア 処分先 越谷県土管内の土質改良プラント
- イ 土質 第3種建設発生土

- 2 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇プラント	〇〇県〇〇市〇-〇-〇
アスファルト	△△プラント	〇〇県△△市〇-〇-〇
木材	□□プラント	〇〇県□□市〇-〇-〇

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

○その他

※仮置き等必要条件があれば記載する。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図

らなければならない。

(再生資材の利用)

第6条 以下の再生資材を備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生砂		フィルター層、埋戻し
再生切込碎石	最大粒径 40mm	下層路盤
再生粒調碎石	最大粒径 40mm	上層路盤
再生密粒度 As.	最大粒径 13mm 及び 20mm	表層及び基層

なお、現場から 40km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(駅前広場内の施工等)

第7条 駅前広場内の施工は、原則供用しながら施工することとする。なお、これによりがたい場合は、別途関係機関と協議を行うものとする。

(工事の周知等)

第8条 受注者は、契約後2週間以内に当該現場付近に工事看板を設置しなければならない。

2 受注者は、工事工程を関係機関に対し、週に一度（工事内容により適宜）周知しなければならない。また、必要に応じて協議を行なうものとする。

(安全対策)

第9条 受注者は、片側交互通行にて通行を一部規制する際は、周知を含め適切な処置をしなければならない。

2 受注者は、通行止めにて通行を規制する際は、周知を含め適切な処置をしなければならない。

(水道・下水道施設工について)

第10条 水道施設において、給水管を施工する者は、春日部市指定給水装置工事事業者に登録された者でなければならない。

2 下水道施設において、宅内柵及び宅内排水設備を施工する者は、春日部市指定排水設備工事店に登録された者でなければならない。

(現況の駅前広場内にある構造物の取扱い)

第11条 現況の駅前広場内にあるラバーポールは、撤去後、春日部市道路管理事務所（樋堀 369）へ運搬することとする。運搬日時及び荷下ろし場所は、別途指示するものとする。

2 現況の駅前広場内にある置きガードレールは、他事業で利用を検討している。本工事契約後、他事業者が引取りに来るので、引取り日時などについては双方で協力することとする。

(工程の調整)

第 12 条 受注者は、鉄道事業者、タクシー事業者などと綿密な工程調整を行い、譲り合いながら円滑に工事を進めなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第 13 条 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。